

(7) 災害医療対策

《現 状》

- 当医療圏は、平成 14(2002)年度に地震対策強化地域の指定を受けており、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、市町村では市町村地域防災計画を、保健所においては海部医療圏医療救護活動計画等を作成し、迅速かつ効果的に災害に対応できる体制を整備しています。
- 当医療圏の全ての病院では、防災マニュアルを作成し、災害時対応等の対策の整備状況を年 1 回に検証しており、定期的に消防総合訓練も実施しています。
- 災害時の医療救護活動の拠点として、厚生連海南病院が平成 15(2003)年 4 月に地域災害拠点病院、平成 25(2013)年 9 月には地域中核災害拠点病院、津島市民病院が平成 19(2007)年 3 月に地域災害拠点病院に指定されています。それぞれの病院には、発災直後の急性期に被災地に迅速に駆け付け、負傷者の救急治療を行う専門的な医療チームである災害派遣医療チーム(DMAT)を保有しています。
- 大規模災害時において 2 次医療圏単位で地域の医療に関する調整を担う地域災害医療コーディネーターとして、厚生連海南病院と津島市民病院の医師が任命されています。
- 市町村と医師会、歯科医師会、薬剤師会は、「医療救護、歯科医療救護、医療救護及び医薬品の供給について」の協定を平成 24(2012)年 7 月に締結しました。
- 当医療圏の愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場は 7 か所、緊急時ヘリコプター離着陸可能場所は 67 か所あります。(表 12-2-17)
- 医師会及び歯科医師会は、行政機関等からの要請に応じ、救護所、避難所等において、医療救護活動を行います。
- 薬剤師会は、医師会及び歯科医師会等と連携を取り、被災者に対する医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談を行います。
- 保健所及び市町村は、連携・協力して、主に避難所における災害時要配慮者や被災住民への健康相談、歯科保健相談、精神保健福祉相談、栄養指導等の保健活動を行います。また、これらの活動に必要な人的・物的確保を行います。

表 12-2-17 県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場及び緊急時ヘリコプター離着陸可能場所
(令和 4(2022)年 4 月 1 日現在)

区 分	津島市	愛西市	弥富市	あま市	大治町	蟹江町	飛島村
防災ヘリ	1	1	3	0	0	1	1
緊急時	8	18	10	11	4	10	6

資料：愛知県地域防災計画付属資料

《課 題》

- 保健所・市町村・医療機関等で行う防災訓練等の結果を基に、計画等を随時見直す必要があります。また、液状化や津波到来により自らが被災し、医療救護活動が困難となることを想定して業務継続計画を含んだ内容の整備が必要です。
- 大規模災害時に外部から応援を受けることを前提とした受援体制の整備を基本としますが、液状化等被災状況により応援が到達できない状況を想定した検討も望まれます。
- 災害発生時に迅速な活動を実施するために、保健所及び地域災害医療コーディネーターを中心に、2 次医療圏内の災害拠点病院と地域の医療機関、医療関係団体、消防機関、市町村等関係機関との連携を強化する必要があります。

《今後の方策》

- 大規模災害発生時に、保健所、地域災害医療コーディネーター、関係機関等が連携し、医療・保健チーム等の派遣や配置調整などのコーディネート機能が発揮できる体制の充実を図るため、関係者による検討を進めるとともに、災害を想定した訓練を実施します。
- 災害時に自らが被災することを想定し、医療機関及び市町村に対し、被災直後の初動体制及びBCPを含んだ災害対策マニュアルの作成を進めます。